

公益財団法人世田谷区保健センター医療事業運営委員会要綱

(設置)

第1条 公益財団法人世田谷区保健センター（以下「保健センター」という。）の医療事業等を円滑に運営するため理事長の諮問機関として、関係者による保健センター医療事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設ける。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、医療事業等に関する次の事項について審議、決定し、理事長に答申する。

- (1) 運営方針に関すること。
- (2) 実施計画に関すること。
- (3) 運営上の諸問題に関すること。
- (4) 渉外、広報、調査に関すること。
- (5) 利用者からの苦情対応に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 運営委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員は、別表に定めるものとする。
- (2) 委員は、理事長が委嘱する。
- (3) 運営委員会に委員長を置く。
- (4) 委員長は保健センター所長がその任にあたり、不在の場合は事前に代理者を立てることができることとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、別表に定める当該職に在職する期間とする。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議の成立は、委員数の過半数以上の出席がなければならない。
- 3 議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第6条 通常的事項及び緊急事項を協議するため、委員長の指名した委員による小委員会を置くことができる。

2 小委員会で協議した事項又は緊急に処理した事項は、事後速やかに委員長に報告し、特に重要な事項は、運営委員会で報告し、承認を得るものとする。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認める場合は、関係者又は学識経験者の出席を求めて意見を聞くことが出来る。

(事務局)

第8条 運営委員会の事務は、保健センター管理課医事係が担当する。

付 則

1. この要綱は、昭和59年12月10日より施行する。

付 則

1. この要綱は、昭和62年7月1日より施行する。

付 則

1. この要綱は、平成元年7月1日より施行する。

付 則 (平成4年4月1日財世保発第19号)

この要綱は、平成4年4月1日より施行する。

付 則 (平成9年4月1日財世保発第49号)

この要綱は、平成9年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成20年12月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

付 則 (平成22年12月1日財世保発第437号)

この要綱は、平成23年2月1日より施行する。

付 則 (平成24年12月27日公財世保発第750号)

この要綱は、平成24年12月27日より施行し、平成24年4月1日より適用する。

付 則 (平成28年6月1日公財世保発第 号)

この要綱は、平成28年6月1日より施行する。

別 表

| 構成機関 | 委員数 | 役 職 名 |
|---------------|---------|---|
| 世 田 谷 区 | 3 名 以 内 | 保健福祉部計画調整課長、世田谷保健所健康推進課長、 世田谷保健所健康企画課長 |
| 世 田 谷 区 医 師 会 | 3 名 以 内 | 副会長、理事及び必要に応じ会員の中より会長が推薦 するもの |
| 玉 川 医 師 会 | 2 名 以 内 | 副会長、理事及び必要に応じ会員の中より会長が推薦 するもの |
| 保 健 セ ン タ ー | 4 名 以 内 | 事務局長、所長、事務局管理課長、事務局医務課長 |